

# 納税協会 ニュース

4

April 2017 No.241

平成29年4月

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4  
公益財団法人 納税協会連合会  
TEL 06-6135-4062 (編集部直通)  
FAX 06-6135-4056 ( // )

納税協会ホームページURL  
<https://www.nouzeikyokai.or.jp>



## MONTHLY NEWS

公認会計士・税理士 新名貴則

### パブリックコメントで類似業種比準方式の見直し内容が明らかに

● 平成29年1月1日以後の相続、遺贈又は贈与に適用予定 **国税庁**

国税庁は平成29年3月1日、「[財産評価基本通達]」の一部改正(案)に対する意見公募手続の実施について」を公表しました。この中で、平成29年度税制改正に盛り込まれた、取引相場のない株式の評価における「類似業種比準方式」の見直しについて、その具体的な内容が明らかにされました。そのポイントは次のとおりです。

■ 類似業種の株価に、「課税時期以前2年間の平均株価」を追加

改正後(下記のいずれか)	改正前(下記のいずれか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 課税時期以前3か月間の各月の株価のうち最も低いもの</li> <li>➢ 前年平均株価</li> <li>➢ 課税時期以前2年間の平均株価(追加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 課税時期以前3か月間の各月の株価のうち最も低いもの</li> <li>➢ 前年平均株価</li> </ul>

■ 類似業種の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額につき会計ベースの金額に変更し、連結決算を反映

改正後	改正前
会計上の金額、つまり財務諸表上の金額を用いて行う(連結財務諸表を作成している場合は連結財務諸表)	類似業種の1株当たりの配当金額、利益金額、簿価純資産価額の算定は、税務上の金額を用いて行う
資本金の額等(会計)	資本金等の額(税務)
税引前当期純利益の額(会計)	法人税の課税所得金額(非経常的な利益を除く)に、剰余金の配当等や繰越欠損金の控除額を加算した金額(税務)
純資産の部の合計額(会計)	資本金等の額と利益積立金額の合計額(税務)

■ 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重を、「1:3:1」から「1:1:1」へ変更

改正後	改正前
$A \times \frac{\text{B} + \text{C} + \text{D}}{3} \times \begin{matrix} \text{大会社} & 0.7 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{小会社} & 0.5 \end{matrix}$	$A \times \frac{\text{B} + \text{C} \times 3 + \text{D}}{5} \times \begin{matrix} \text{大会社} & 0.7 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{小会社} & 0.5 \end{matrix}$

A……………類似業種の株価  
B、C、D……………類似業種の1株当たりの配当金額、利益金額、簿価純資産価額  
B、C、D……………評価対象会社の1株当たりの配当金額、利益金額、簿価純資産価額

これにより、利益水準の高い会社の株価は改正前と比較して下がる可能性があります。また、利益水準が低く純資産が大きい会社では株価が上がる可能性があります。また、評価会社の規模区分の金額等の基準も見直されます。

### 「企業版ふるさと納税」のポータルサイト開設

● 対象事業を地域別、事業分野別に確認可能 **内閣府**

内閣府地方創生推進事務局は平成29年2月14日、「企業版ふるさと納税ポータルサイト」を開設しました。企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)は、平成28年度税制改正において創設された制度です。青色申告法人が、地域再生法の認定地域再生計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附金を支出した場合、従来の損金算入措置に加えて税額控除を受けることができる制度です。当該サイトでは、地域別又は事業分野別に対象事業を探ことができ、再生計画の内容や担当部署、連絡先などを確認することができます。

### 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を公表

● 適用件数は概ね増加の傾向 **財務省**

法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得金額を減少させる規定等を適用する場合には、法人税申告書に適用額明細書を添付して税務署に提出する必要があります。財務省は平成29年2月、この適用額明細書の内容を集計・分析した、平成27年度の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を国会に提出しました。この中では、資本金額や所得金額の階層別、業種別、租税特別措置の種類別などに分類して、適用状況が報告されています。主だった租税特別措置の適用状況は次のとおりです。

租税特別措置	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	適用件数(件)	適用額(億円)	適用件数(件)	適用額(億円)	適用件数(件)	適用額(億円)
中小企業者等の法人税率	744,488	27,112	793,337	29,396	843,278	31,838
試験研究を行った場合の特別控除	12,703	6,240	12,527	6,746	12,287	6,158
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	27,847	2,642	31,728	3,272	30,688	3,647
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別控除	22,983	149	29,810	214	32,654	254
雇用者の数が増加した場合の特別控除	4,630	75	5,007	90	4,462	86
雇用者給与等支給額が増加した場合の特別控除	10,874	420	78,261	2,478	90,594	2,774
中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入	459,729	2,613	504,568	2,851	489,992	2,768